

養育費に関する施策の実施状況について

本市では、離婚等におけるこども養育支援に取り組んでおり、昨年度は、受け取れていない養育費を市が立て替える「こどもの養育費緊急支援事業」と、費用補助を含めた養育費の取決めのための手続支援を行う「養育費取決めサポート事業」を実施しました。つきましては、これらの事業の実施状況等についてご報告します。

1 こどもの養育費緊急支援事業

(1) 実施状況

① 経緯

新型コロナウイルス感染症の影響により養育費の不払いの状況はこれまで以上に厳しくなっていることから、こどもの手元に養育費が確実に届くようにするため、緊急的に支援を開始しました。

② 内容

養育費の不払いがあったときに、市が支払義務者に働きかけ、それでも支払いがない場合に、市が1か月分(こども1人あたり上限5万円)に限り立替払いをしたうえで、支払義務者に対して督促します。

③ 受付期間

令和2年 7月1日(水)から令和2年8月31日(月)まで
令和2年10月1日(木)から令和3年3月31日(水)まで

④ 件数(別紙表1)

- i 申込み 23件(こども32人)
- ii 進捗(5月7日時点)
 - ・ 立替前に、監護親に支払いあり 3件(こども4人)
 - ・ 立替後に、市に支払いあり 7件(こども11人)
 - ・ 立替後に、市と支払い協議中 7件(こども8人)
 - ・ 取下げ 2件(こども3人)
 - ・ 手続中 4件(こども6人)

(2) 評価・検証

① 事業全体の効果

i 市が関わることの効果

市が支払義務者に働きかけたことによって、市の立替前に支払義務者が任意に養育費を支払ったものが3件(こども4人)ありました。このうち1件(こども2人)は、支払義務者が今後における養育費の支払いを約束しました。

こうした状況からしますと、第三者である市による関与が養育費の支払いを促したと考えられます。

ii 市が立て替えることの効果

市が養育費を立て替えたことによって、こどもの手元に養育費が届いたケースが14件(こども19人)ありました。このうち7件(こども11人)は、立替後に支払義務者が市に立替分を支払っています。しかも、市による立替後にこどもや申込者が嫌がらせを受けるなどの大きなトラブルには発展しておらず、安心・安全に立替えが行われています。

こうした状況からしますと、市による立替えが機能したと考えられます。

iii 養育費支払いの正常化

申込件数23件のうち半数近い10件で支払義務者が養育費や立替分を支払っている現状に鑑みますと、本事業を実施したことによって、多くのこどもに対する養育費支払いの正常化につながったと考えられます。

② 各項目の検討

i 対象者 【養育費の債務名義がある市内在住のこども】

債務名義（調停調書や公正証書などの公的文書）は、市が立て替えた養育費を支払義務者から回収する際のほか、取決内容について当事者間の言い分が異なる場合において内容確認に必要となるため、債務名義を要件としたことについては問題ないと考えられます。

なお、養育費の債務名義を作成していないひとり親に対しては、「養育費取決めサポート事業」を実施して、手続支援と費用補助を行っています。申込者の中には、「養育費取決めサポート事業」を利用した後に「こどもの養育費緊急支援事業」を利用された方もいました。

ii 立替期間 【1か月分】

「生活が苦しいので、1か月分だけでは足りない。」との声がある一方、「1か月分だけでも助かる。」との声もありました。

養育費は一般的にこどもが成人するまで継続して満額支払われるべきですので、こどものためには立替期間をより長くする方が望ましいですが、財源の状況等に鑑み、立替期間を限定したことには合理性が認められると考えられます。

iii 立替金額 【こども1人あたり上限5万円】

こどものためには立替金額に上限を設けない方が望ましいですが、申込者の養育費平均額が約3万5000円（別紙表1参照）であることから、実態に即したものと考えられます。

iv 受付期間 【令和2年7月～8月、令和2年10月～令和3年3月】

令和2年10月以降も申込みがあった状況からしますと、受付期間を延長したことには必要性が認められると考えられます。

なお、令和3年4月以降も、本事業に申し込みたいとの希望を受けておりますが、今後につきましては、昨年度に実施した事業の評価・検証を行った上で検討する考えです。

③ 課題

i ひとり親家庭のこどもの人数と申込件数の関連

市内に住むひとり親家庭のこどもの人数と比較すると、申込者の人数がそれ程多くなかったと見受けられます。その理由としては、対象者への周知や広報が足りないこともありますが、支払義務者と関わりたくないという状況の中で、市役所で煩雑な手続をしなければならず、これらのハードルを乗り越えたところで所詮1か月分の立替えに過ぎないという費用対効果の低さも大きいと考えられます。

ii 裁判所で取り決めた内容が守られていない状態の認識

申込件数23件のうち約7割に当たる16件（調停調書+審判書+和解調書）は、調停や審判など裁判所で取決めの手続を行っています（別紙表1参照）。一般的に心理的・手続的負担が大きい裁判所での手続でようやく取決めをしたにもかかわらず、取決め内容が守られていないという状態を深く認識し、然るべき対応をとる必要があると考えられます。

2 養育費取決めサポート事業

(1) 実施状況

① 経緯

養育費の債務名義（調停調書や公正証書などの公的文書）を作成していないひとり親が多数いる現状に鑑み、債務名義を取得するための支援を開始しました。

② 内容

- i 手続支援…調停申立書の書き方など、手続の方法をアドバイスします。
- ii 費用補助…調停申立や公正証書の作成にかかる費用を補助します。

③ 受付期間

令和2年8月3日（月）から令和3年3月31日（水）まで

④ 申込件数（別紙表2）

34件（こども63人）

うち費用補助30件（こども58人）、相談対応8件（こども11人）

(2) 評価・検証

申込みが継続している状況からしますと、これまで費用の負担が債務名義の作成を躊躇する原因の1つになっていたことが窺えます。公費による助成は、養育費の債務名義を取得する動機付けとなっており、養育費の取決めについて一定の効果を上げていると考えられます。

以上の状況に鑑み、昨年度に引き続き、本年度も本事業を実施しています。

3 こどもの養育費に関する検討会

第5回検討会を以下のとおり開催しました。

(1) 日時

令和3年3月31日（水）午前10時30分から正午まで

(2) 出席者

別紙「第5回 こどもの養育費に関する検討会 出席者名簿」のとおり

(3) 内容

① 実績報告

昨年度に実施した以下の施策について実績を報告しました。

- i こどもの養育費緊急支援事業
- ii 養育費取決めサポート事業

② 国の動向に関する報告

養育費不払い問題に関する以下の国の動向について報告しました。

- i 法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」
- ii 法制審議会

③ 報告書（案）の提示

本市が実施している離婚等におけるこども養育支援策について実績や課題を整理し、国への提言及び他の自治体への提案を記載した報告書の案を提示しました。

(4) 検討会で出された主な意見

- ・ こどもの養育費緊急支援事業の申込件数の約半数において支払義務者から支払いがあったことは、市による関与や立替が功を奏したことの表れである。
- ・ 養育費取決めサポート事業を実施する意義は、非常に大きい。
- ・ 報告書が国や全国の自治体に配布されることによって、明石市の取組が全国に広がることを期待している。

以上

<別紙>

表1 こどもの養育費緊急支援事業

番号	監護親 (申込者)	債務名義	養育費額 (1人)	こどもの数	未就学	小学生	中学生	高校生 以上
1	母	調停調書	30,000	1		1		
2	母	調停調書	40,000	2		1	1	
3	母	調停調書	10,000	2		2		
4	母	調停調書	30,000	1		1		
5	母	調停調書	20,000	2		1	1	
6	母	調停調書	40,000	1				1
7	母	調停調書	30,000	2			1	1
8	母	調停調書	40,000	2			1	1
9	母	調停調書	30,000	1		1		
10	母	調停調書	45,000	2	2			
11	母	調停調書	10,000	1		1		
12	母	審判書	39,000	1		1		
13	母	審判書	15,000	1			1	
14	母	審判書	16,000	1		1		
15	母	審判書	17,000	1		1		
16	母	和解調書	20,000	1		1		
17	母	公正証書	30,000	1		1		
18	母	公正証書	25,000	2	1	1		
19	母	公正証書	100,000	1	1			
20	母	公正証書	50,000	2		1	1	
21	母	公正証書	110,000	1		1		
22	母	公正証書	30,000	1		1		
23	母	公正証書	30,000	2	2			

合計	調停調書	平均(円)	合計(人)	～6歳(未就学)
23	11	35,087	32	6
母	審判書	最大(円)	子1人(件)	7歳～12歳(小学生)
23	4	110,000	14	17
父	和解調書	最小(円)	子2人(件)	13歳～15歳(中学生)
0	1	10,000	9	6
	公正証書			16歳～(高校生以上)
	7			3

表2 養育費取決めサポート事業

番号	監護親 (申込者)	こどもの数	未就学	小学生	中学生	高校生 以上	費用補助	相談対応
1	母	2	2				公正証書	
2	母	2	2				公正証書	
3	母	2	1	1			公正証書	
4	母	2	1	1			公正証書	
5	母	1	1				公正証書	
6	母	2		2			公正証書	
7	母	1	1				公正証書	
8	母	2	1	1			公正証書	
9	母	3	1	2			公正証書	
10	母	3	3				公正証書	
11	母	1	1				公正証書	
12	母	2	2				公正証書	
13	母	2			1	1	公正証書	
14	母	2	2				公正証書	
15	母	2	0	2			公正証書	
16	母	2	2				公正証書	
17	母	1	1				公正証書	
18	母	3	3				公正証書	
19	母	2		2			公正証書	
20	母	1	1				公正証書	
21	母	2	1	1			公正証書	
22	母	1	1				公正証書	
23	母	3		1	1	1	調停申立	
24	母	3	1	2			調停申立	
25	母	2		1	1		調停申立	
26	母	3		3			調停申立	
27	母	3		1		2	調停申立	○
28	母	1	1				調停申立	○
29	母	1		1			調停申立	○
30	母	1	1				調停申立	○
31	母	1		1				○
32	母	1			1			○
33	母	2		2				○
34	母	1		1				○

母	合計(人)	～6歳(未就学)	費用補助	相談対応
34	63	30	30	8
父	子1人(件)	7歳～12歳(小学生)	公正証書	
0	12	25	22	
	子2人(件)	13歳～15歳(中学生)	調停申立	
	15	4	8	
	子3人(件)	16歳～(高校生以上)		
	7	4		

第5回 こどもの養育費に関する検討会 出席者名簿

1 構成員

機関名・役職	氏名
早稲田大学法学学術院教授	棚村 政行
社会学者	神原 文子
公益財団法人あすのば監事・弁護士	津久井 進
認定特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長	赤石 千衣子
元家庭裁判所調査官・臨床心理士	山口 恵美子
特定非営利活動法人あっとすくーる理事長	渡 剛

2 事務局

役職	氏名
市長	泉 房徳
政策局 政策部長	高橋 啓介
政策局 市民相談室長	能登 啓元